

委託業務低入札価格審査委員会要領

(目的)

第1条 この要領は、公益財団法人千葉県産業振興センターが競争入札により委託業務の契約を締結しようとする場合で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者の当該入札に係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かを審査するため設置する委託業務低入札価格審査委員会（以下「審査委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査委員会は、主務課長（委託業務の契約の締結及び履行に関する事務を分掌する課長をいう。以下同じ）からの求めに応じ、入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否か審査を行い、意見を述べるものとする。

(審査)

第3条 主務課長は、次に掲げる事項について、審査委員会の審査及び意見を聞かなければならぬ。

- (1) 委託業務低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を下回った者があったとき
- (2) その他、委託業務低入札価格の調査に関すること

(組織)

第4条 審査委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

(委員長)

第5条 委員長は、理事長の職にある者をもって充てる。

- 2 委員長は、審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が委員のうちから指名した者が、その職務を代理する。

(委員)

第6条 委員は、常勤役員及び部長相当の職にある者を充てる。

また、必要に応じ、委員長が指名した者を委員に加えることができる。

2 委員に事故あるときは、当該委員の指定した者がその職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員総数の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 第1項の規定にかかわらず、緊急その他やむをえない事情により会議を開催することができない場合は、委員長は書類の回議をもって会議に替えることができる。

5 審査委員会の意見を求めようとするとき及び審査委員会の意見が決定したときは、公益財団法人千葉県産業振興センター委託業務低入札価格調査実施要領の規定に基づき行うこととする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、企画調整課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は平成25年4月1日から施行する。

この要領は令和6年4月1日から施行する。